

石川県公報

平成 29 年 3 月 23 日 (木曜日)

号 外

(第 15 号)

目 次

条 例			
○石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課)	1	○石川県国民健康保険運営協議会条例 (医療対策課)	38
○石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例 等の一部を改正する条例 (人事課)	2	○石川県がん対策推進条例の一部を改正する条例 (健康推進課)	39
○教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の 特例に関する条例 (行政経営課)	8	○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例 (少子化対策監室)	40
○石川県部制条例の一部を改正する条例 (同)	9	○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例 (同)	41
○石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	10	○石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例 (同)	41
○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税務課)	17	○いしかわ人材確保・定住推進基金条例 (労働企画課)	42
○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例 (同)	31	○石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾課)	42
○石川県白山における火山災害による遭難の防止に関す る条例 (危機対策課)	31	○石川県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園緑地課)	43
○石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正す る条例 (県民交流課)	34	○石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例 (警察本部)	43
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害保健福祉課)	34	○石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例 (同)	44
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事 業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例 (同)	36	○学校以外の教育機関等設置に関する条例の一部を改正 する条例 (教育委員会事務局)	44
		○石川県教職員定数条例の一部を改正する条例 (同)	45

条 例

石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第一号

石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

石川県個人情報保護条例 (平成十五年石川県条例第二号) の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第二項」の下に「(これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十条の二の表第六条第一項第二号の項の次に次のように加える。

第六条第二項	利用し、又は提供する	利用する
--------	------------	------

第四十条の二の表第三十二条第一項第一号の項中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第四十条の三の表第三十一条の項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「情報提供等の」を「番号利用法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第十条の二第二項」を「第十二条の二第一項」に改める。

第六条中「、特別養子縁組休暇」を削る。

第十条第一項中「第十条の三第一項及び第十二条の三第三項」を「第十条の二第一項及び第十二条の二第四項」に改める。

第十条の二を削り、第十条の三第二項中「第十条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十条の二とする。

第十二条の二の見出し中「を行う職員の」を「又は介護を行う職員の深夜勤務及び」に改め、同条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。次項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第十二条の二に次の二項を加える。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めると

ころにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める時間を超えて、前条に規定する勤務をさせてはならない。

- 4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。次項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）に」と、第二項中「三歳に満たない子」とあるのは「要介護者」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは「要介護者」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第十二条の三を削る。

（石川県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 石川県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定等」を「規定」に改め、「（石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「職員の勤務時間条例」という。）第十条の二及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。）第十一条の二に規定する特別養子縁組休暇を含む。）」を削る。

第二条第四号イ(2)を次のように改める。

- (2) その養育する子（育児休業法第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（第二条の三第三号において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第四号ロ中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「の一歳到達日（」を「が一歳に達する日（以下この号及び同条において「一歳到達日」という。）（」に改める。

第二条の三中「、職員の勤務時間条例」を「、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十八号。以下「職員の勤務時間条例」という。）」に、「学校職員の勤務時間条例」を「石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三

十二年石川県条例第三十九号。以下「学校職員の勤務時間条例」という。)に改め、同条を第二
条の四とする。

第二条の二第二号中「一歳二箇月」を「一歳一か月」に改め、同条第三号中「から一歳六箇月」
を「から一歳六か月」に、「子が一歳六箇月に達する日」を「子の一歳六か月到達日」に改め、
同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百
六十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七
条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定す
る養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第
一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承
認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することと
なったこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」
に改め、同条中同号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次
の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承
認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつ
たこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る
家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は
養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除さ
れた場合

第七条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条第一項中「及び職員の勤務時間条例第十
条の二第二項第一号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第一号の規定による特別養
子縁組休暇(次項、第八条及び第九条において「第一号特別養子縁組休暇」という。)を与えら
れた職員」を削り、同条第二項中「及び第一号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削る。

第八条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条中「又は第一号特別養子縁組休暇を与え
られた職員」及び「又は第一号特別養子縁組休暇の期間」を削る。

第九条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条第一項中「及び第一号特別養子縁組休暇の期間」を削り、同条第二項中「及び第一号特別養子縁組休暇の期間」及び「又は当該第一号特別養子縁組休暇に係る養子となる者」を削る。

第十一条第一号を次のように改める。

- 一 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 育児短時間勤務をしている職員が第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十七条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条第一項中「及び職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この条及び次条において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員」を削り、同項の表第四条第三項の項中「(職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この項、第十六条及び第二十二条の六第二項第二号において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員にあつては、職員の勤務時間条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を削り、同表第十六条の項を削り、同表第二十二条の六第二項第二号の項中「及び第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「及び第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員」を削り、同項の表第六条第三項の項中「(職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇(以下この項において「第二号特別養子縁組休暇」という。)を与えられた職員にあつては、職員の勤務時間条例第二条第一項又は学校職員の勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間から当該職員に与えられた一週間当たりの第二号特別養子縁組休暇の時間を減じた時間)」を削り、同項を同条第三項とする。

第十八条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条第一項及び第二項中「及び第二号特別養子縁組休暇の期間」を削り、同条第三項中「期間及び第二号特別養子縁組休暇の」及び「(第二号特別養子縁組休暇を与えられた職員にあつては、第二号特別養子縁組休暇を与えられなかったと仮定した場合)」を削る。

第二十三条の見出しを「(部分休業の承認)」に改め、同条第一項中「及び職員の勤務時間条例

第十条の二第二項第三号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第三号の規定による特別養子縁組休暇（以下この条及び次条において「第三号特別養子縁組休暇」という。）を削り、同条第二項中「第十条の三第一項」を「第十条の二第二項」に、「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第二項」に改め、「及び第三号特別養子縁組休暇」を削り、同条第三項中「及び第三号特別養子縁組休暇」を削る。

第二十四条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、同条中「又は第三号特別養子縁組休暇」を削る。

（石川県職員等の修学部分休業等に関する条例の一部改正）

第三条 石川県職員等の修学部分休業等に関する条例（平成十七年石川県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条の六第一項、第二項」を「第二十六条の六第一項から第三項まで」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第十四条の二 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者（同条第一項に規定する配偶者をいう。次条第一号及び第十六条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）の第十二条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

第十五条第一号中「（法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。）」を削り、同条第二号中「。次号において「職員の勤務時間条例」という。」及び「。次号において「学校職員の勤務時間条例」という。」を削り、同条第三号中「又は職員の勤務時間条例第十条の二第二項第一号若しくは学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第一号の規定による特別養子縁組休暇」を削る。

（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「をいい、職員の勤務時間条例第十条の二第二項第二号又は学校職員の勤務時間条例第十一条の二第二項第二号の規定による特別養子縁組休暇（以下この項において「第二号特別養子縁組休暇」という。）の承認を受けた職員である場合にあつては、当該承認を受けた第二号特別養子縁組休暇の内容に従って一日の休暇を与えられた日以外の日をいう。」を削る。

（石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第五条 石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「、特別養子縁組休暇（当該職員が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者（家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第六十六條第一項の規定により選任された監護者をいう。第二十一条第二項において同じ。）として当該養子となる者を監護するため、一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を削る。

第二十一条の見出し中「育児休業等」を「育児休業」に改め、同条第二項を削る。

（石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

第六条 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十一条の二第二項」を「第十三条の二第一項」に改める。

第七条中「、特別養子縁組休暇」を削る。

第十一条第一項中「第十一条の三第一項及び第十三条の三第三項」を「第十一条の二第一項及び第十三条の二第四項」に改める。

第十一条の二を削り、第十一条の三第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十三条の二の見出し中「を行う職員の」を「又は介護を行う職員の深夜勤務及び」に改め、同条中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

教育委員会等は、小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。次項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第十三条の二に次の二項を加える。

3 教育委員会等は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める時間を超えて、前条に規定する勤務をさせてはならない。

4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。次項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親で

あるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。)に」と、第二項中「三歳に満たない子」とあるのは「要介護者」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは「要介護者」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第十三条の三を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 三 号

教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第二十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例又は教育委員会規則(以下「法令等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(石川 県 職 員 定 数 条 例 の 一 部 改 正)

- 3 石川 県 職 員 定 数 条 例 (昭和三十四年石川 県 条 例 第 十 二 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第二条第一項第一号中「三千四百六人」を「三千四百十五人」に改め、同項第五号中「二百三十九人」を「二百三十人」に改める。

(石川県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

4 石川県スポーツ推進審議会条例(昭和三十七年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、「教育委員会が知事の意見を聞いて」を「知事が」に改める。

第七条中「教育委員会事務局」を「県民文化スポーツ部」に改める。

第八条に見出しとして「(雑則)」を付する。

(石川県スポーツ推進審議会に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の石川県スポーツ推進審議会条例第三条の規定により任命され又は委嘱された石川県スポーツ推進審議会の委員及び臨時委員である者(以下「旧委員等」という)は、この条例の施行の日に、前項の規定による改正後の石川県スポーツ推進審議会条例第三条の規定により石川県スポーツ推進審議会の委員及び臨時委員として任命され又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命され又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第五条第一項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

石川県部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

石川県部制条例の一部を改正する条例

石川県部制条例(昭和三十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号(三)及び(四)を削り、同条第八号中(四)を(五)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 水道用水の供給に関する事項

第二条第八号を同条第九号とし、同条第七号中(三)を削り、(四)を(三)とし、(五)を削り、同条中同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「環境部」を「生活環境部」に改め、同号に次のように加える。

(三) 消費生活その他の県民生活の安全に関する事項

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 県民文化スポーツ部

(一) 文化に関する事項

(二) スポーツに関する事項

(三) 統計及び広報に関する事項

(四) 男女共同参画及び県民活動に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六条の五第一項第二号中「環境部」を「生活環境部」に改める。

第九条の二第一項第一号中「水環境創造課、」を削り、同項第二号中「、水環境創造課」を削り、同項第三号中「水環境創造課、」を削り、「若しくは道路整備課」を「、道路整備課若しくは都市計画課生活排水対策室」に改め、同項第五号中「水環境創造課、」を削り、「森林管理課」の下に「、都市計画課生活排水対策室」を加え、同項第六号中「水環境創造課若しくは農業基盤課」を「農業基盤課若しくは都市計画課生活排水対策室」に改め、同項第十号中「水環境創造課若しくは」を削る。

(石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 石川県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「環境部」を「土木部」に改める。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表二十六の項22中「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同項29中「第五十七条の四第一項」を「第五十七条の四第一項ただし書」に改め、同項中62を63とし、61を62とし、60を61とし、59を60とし、58を59とし、57を58とし、56を57とし、55を56とし、54を55とし、53を54とし、52を53とし、51を52とし、50を51とし、49を50とし、48を49とし、47を48とし、46を47とし、45を46とし、44を45とし、43を44とし、42を43とし、41を42とし、40を41とし、39を40とし、38を39とし、同項37中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同項37を同項38とし、同項36中「第六十七条の二第五項第二号」を「第六十七条の三第五項

第二号」に改め、同項36を同項37とし、同項35中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同項35を同項36とし、同項34中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改め、同項中34を35とし、33の次に次のように加える。

34 法第六十条の三第一項第三号に規定する建築物の容積率又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の特例許可申請手数料	十六万円	
--	-------------------------------------	------	--

別表八十三の八の項イイ中「又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関」を「若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、「(第三号を除く。）」を削り、「(以下この項において「適合証」という。)を」を「又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項において「適合証等」という。)のいずれも」に改め、同項イロ中「適合証」を「適合証等のいずれか」に改め、同項イ中「適合証を」を「適合証等のいずれも」に改め、同項ロ中「適合証」を「適合証等のいずれか」に改め、同項イ中「適合証を」を「適合証等のいずれも」に改め、同項イ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)に規定するモデル建築物を用いる方法(以下この項において「モデル建物法」という。)によるもの
 - (イ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートル以下のもの 八万七千円
 - (ロ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 十五万円
 - (ハ) 非住宅部分の床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 二十四万円
 - (ニ) 非住宅部分の床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 三十二万円
 - (ホ) 非住宅部分の床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 三十七万円
 - (ヘ) 非住宅部分の床面積が二万五千平方メートルを超えるもの 四十三万円
- (2) 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法(以下この項において「標準入力法又は主要室入力法」という。)によるもの

- (イ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートル以下のもの 二十四万円
- (ロ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 三十八万円
- (ハ) 非住宅部分の床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 五十四万円
- (ニ) 非住宅部分の床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 六十七万円
- (ホ) 非住宅部分の床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 七十九万円
- (ヘ) 非住宅部分の床面積が二万五千平方メートルを超えるもの 九十万円

別表八十三の八の項3イ(3)から(6)までを削り、同項3ロ中「適合証」を「適合証等のいずれか」に改め、同項1から3までの備考欄(二)中「若しくは同項2に定める金額又は同項1に定める金額に同項4若しくは同項5」を「又は同項2」に改め、同項4イ中「適合証を」を「適合証等のいずれも」に改め、同項4ロ中「適合証」を「適合証等のいずれか」に改め、同項5イ中「適合証を」を「適合証等のいずれも」に改め、同項5ロ中「適合証」を「適合証等のいずれか」に改め、同項6イ中「適合証を」を「適合証等のいずれも」に改め、同項6イ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの
 - (イ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートル以下のもの 四万八千円
 - (ロ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 八万六千円
 - (ハ) 非住宅部分の床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 十六万円
 - (ニ) 非住宅部分の床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 二十二万円
 - (ホ) 非住宅部分の床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの 二十六万円
 - (ヘ) 非住宅部分の床面積が二万五千平方メートルを超えるもの 三十二万円
- (2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの
 - (イ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートル以下のもの 十二万円
 - (ロ) 非住宅部分の床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの 二十万円
 - (ハ) 非住宅部分の床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの 三十一万円
 - (ニ) 非住宅部分の床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの 四

十万円

- (※) 非住宅部分の床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの
四十七万円

- (㊦) 非住宅部分の床面積が二万五千平方メートルを超えるもの 五十五万円

別表八十三の八の項 6イ(3)から(6)までを削り、同項 6ロ中「適合証」を「適合証等のいずれか」に改め、同項 4から6までの備考欄(㉑)中「若しくは同項 2に定める金額又は同項 1に定める金額に同項 4若しくは同項 5」を「又は同項 2」に改め、同表八十三の十の項中「平成二十七年法律第五十三号。」を削り、同項 9イ中「7イ」を「10イ」に、「8イ」を「11イ」に改め、同項 9ロ中「7ロ」を「10ロ」に、「8ロ」を「11ロ」に改め、同項中 9を12とし、8を11とし、同項 7イ(1)及び(2)中「省令」を「基準省令」に改め、同項 7を同項 10とし、同項 6イ中「4イ」を「7イ」に、「5イ」を「8イ」に改め、同項 6ロ中「4ロ」を「7ロ」に、「5ロ」を「8ロ」に改め、同項中 6を9とし、5を8とし、4を7とし、同項 3イ中「1イ」を「4イ」に、「2イ」を「5イ」に改め、同項 3ロ中「1ロ」を「4ロ」に、「2ロ」を「5ロ」に改め、同項 3を同項 6とし、同項 2イ(1)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項において「省令」という。)」に規定するモデル建築物を用いる方法(以下この項において「及び」という。)」を削り、同項 2イ(2)中「モデル建物法以外の方法(以下この項において「及び」という。)」を削り、同項中 2を5とし、1を4とし、4の前に次のように加える。

<p>1 法第十二条第一項及び第十三条第二項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>イ 建築物の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供する建築物、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する建築物(以下この項において「工場等」という。)であるもの</p> <p>(1) 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この項において「基準省令」という。)に規定するモデル建築物を用いる方法(以下この項において「モデル建物法」という。)によるもの</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万七千円</p> <p>(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万五千円</p>
--	-----------------------------	--

(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万円

(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十八万円

(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十二万円

(2) 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法（以下この項において「標準入力法又は主要室入力法」という。）によるもの

(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四万三千円

(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十万円

(ハ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十五万円

(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十九万円

(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十三万円

ロ 建築物の用途が工場等以外であるもの

(1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの

(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十五万円

(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十四万円

(ハ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

		<p>三十二万円</p> <p>(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p> <p>三十七万円</p> <p>(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p> <p>四十三万円</p> <p>(2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p> <p>三十七万円</p> <p>(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p> <p>五十二万円</p> <p>(ハ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p> <p>六十四万円</p> <p>(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p> <p>七十六万円</p> <p>(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p> <p>八十七万円</p>	
<p>2 法第十二条第二項及び第十三条第三項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に関する建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料</p>	<p>イ 建築物の用途が工場等であるもの</p> <p>(1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p> <p>三万二千元</p> <p>(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p> <p>八万七千元</p> <p>(ハ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの</p> <p>十三万円</p> <p>(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床</p>	

面積の合計が一万平方メートル以上二
万五千平方メートル未満のもの

十七万円

(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が二万五千平方メートル以
上のもの 二十二万円

(2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法
又は主要室入力法によるもの

(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が三百平方メートル以上二
千平方メートル未満のもの

三万五千元

(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が二千平方メートル以上五
千平方メートル未満のもの 九万千元

(ハ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が五千平方メートル以上一
万平方メートル未満のもの 十四万円

(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が一万平方メートル以上二
万五千平方メートル未満のもの

十七万円

(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が二万五千平方メートル以
上のもの 二十二万円

ロ 建築物の用途が工場等以外であるもの

(1) 評価方法の全部がモデル建物法による
もの

(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が三百平方メートル以上二
千平方メートル未満のもの

八万六千元

(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が二千平方メートル以上五
千平方メートル未満のもの 十六万円

(ハ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が五千平方メートル以上一
万平方メートル未満のもの

二十二万円

(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床
面積の合計が一万平方メートル以上二
万五千平方メートル未満のもの

二十六万円

(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床

<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十一条に規定する軽微な変更に関する事項を証明する書面の交付</p>	<p>軽微変更該当証明書交付手数料</p>	<p>2 に規定する金額</p> <p>面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 三十二万円</p> <p>(2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p> <p>(イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十万円</p> <p>(ロ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万円</p> <p>(ハ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十九万円</p> <p>(ニ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十六万円</p> <p>(ホ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十三万円</p>	
--	-----------------------	--	--

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「納税証明書一枚」を「納税証明事項一件」に改める。

第三十三条第一項中「納税地」を「課税地」に、「県事務所」を「県総合事務所」に改める。

第六十六条第一号中「次条第二項及び」を削る。

第六十七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による個人の行う事業に対する事業税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める納期限又は日までに、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

一 前項第一号に該当する者 当該事業税の納期限

二 前項第二号に該当する者 災害を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日

第六十七条第三項を削る。

第一百九条に次の一項を加える。

2 自動車取得税の納税義務者は、知事がやむを得ない事由があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、同項の証紙に代えて、同項の自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付することができる。

第二百二十二条第一項第二号ロ中「専ら身体障害者等の」の下に「日常生活支援利用(二)を加え、「(以下「日常生活支援利用」という)を「をいう。以下同じ」に改め、「(身体障害者で年齢十八歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者の取得を含む。)」を削り、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 専ら身体障害者等(身体障害者で年齢十八歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者に限る。)の日常生活支援利用のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自動車に係る当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得

第四百四十一条第一項第三号ロ中「(身体障害者で年齢十八歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)」を削り、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 身体障害者等(身体障害者で年齢十八歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者に限る。)と生計を一にする者が所有する自動車で、専ら当該身体障害者等の日常生活支援利用のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの

第四百四十一条第六項中「第一項第三号ロ」を「第一項第三号ハ」に改め、「(十八歳未満の身体障害者と生計を一にする者が所有する自動車に限る。)」を削り、「場合」の下に「(同号ハの身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合に限る。)」を加え、「当該身体障害者」を「当該身体障害者等」に、「もの」を「身体障害者」に、「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

附則中第十条の二を第十条の二の一とし、第十条の次に次の一条を加える。

(法人の事業税の税率の特例)

第十条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十八条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額	百分の四・六	とあるのは
------------------------	--------	-------

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年十億円以下の金額	百分の四・六	と、同条第三項第二号
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額	百分の五・五	

中「百分の四・六」とあるのは「百分の四・六(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・五)」とする。

附則第十二条の二の三中「第百十四条」の下に「及び第百七条」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第十三条第一項中「。以下この条及び次条」を「。次条第一項第二号」に、「混合メタノール自動車(法附則第十二条の三第一項)」を「混合メタノール自動車(同項)」に、「ハイブリッド車(法附則第十二条の三第一項)」を「ハイブリッド車(同項)」に、「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第百三十五条第一項第一号イの項中「第百三十五条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第一号ロの項中「第百三十五条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号イの項中「第百三十五条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ロの項中「第百三十五条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)の項中「第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)」を「第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)の項中「第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)」を「第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号イ(2)の項中「第百三十五条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号ロの項中「第百三十五条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第四号の項中「第百三十五条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百三十五条第一項第五号イの項中「第百三十五条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第百三十五条第一項

第五号ニの項中「第百三十五条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ホ(1)の項中「第百三十五条第一項第五号ホ(1)」を「第一項第五号ホ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ホ(2)の項中「第百三十五条第一項第五号ホ(2)」を「第一項第五号ホ(2)」に改め、同表第百三十五条第二項第一号の項中「第百三十五条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百三十五条第二項第二号の項中「第百三十五条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第百三十五条第三項の項中「第百三十五条第三項」を「第三項」に改め、同条第二項中「適用される」を「適用する」に改める。

附則第十四条第一項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「以下この条」を「次項」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率」に、「に百分の百二十」を「であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。）以上」を削り、同項の表第百三十五条第一項第一号イの項中「第百三十五条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第一号ロの項中「第百三十五条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号イの項中「第百三十五条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ロの項中「第百三十五条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)の項中「第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)」を「第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)の項中「第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)」を「第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号イ(1)の項中「第百三十五条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号イ(2)の項中「第百三十五条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号ロの項中「第百三十五条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第四号の項中「第百三十五条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百三十五条第一項第五号イの項中「第百三十五条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ニの項中「第百三十五条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ホ(1)の項中「第百三十五条第一項第五号ホ(1)」を「第一項第五号ホ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ホ(2)の項中「第百三十五条第一項第五号ホ(2)」を「第一項第五号ホ(2)」に改め、同表第百三十五条第二項第一号の項中「第百三十五条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百三十五条第二項第二号の項中「第百

三十五条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第百三十五条第三項の項中「第百三十五条第三項」を「第三項」に改め、同条第二項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第百三十五条第一項第一号イの項中「第百三十五条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第一号ロの項中「第百三十五条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号イの項中「第百三十五条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ロの項中「第百三十五条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)の項中「第百三十五条第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)」を「第一項第二号ハ(1)及び第五号ロ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)の項中「第百三十五条第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)」を「第一項第二号ハ(2)及び第五号ロ(2)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号イ(1)の項中「第百三十五条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号イ(2)の項中「第百三十五条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百三十五条第一項第三号ロの項中「第百三十五条第一項第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第百三十五条第一項第四号の項中「第百三十五条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百三十五条第一項第五号イの項中「第百三十五条第一項第五号イ」を「第一項第五号イ」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ニの項中「第百三十五条第一項第五号ニ」を「第一項第五号ニ」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ホ(1)の項中「第百三十五条第一項第五号ホ(1)」を「第一項第五号ホ(1)」に改め、同表第百三十五条第一項第五号ホ(2)の項中「第百三十五条第一項第五号ホ(2)」を「第一項第五号ホ(2)」に改め、同表第百三十五条第二項第一号の項中「第百三十五条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百三十五条第二項第二号の項中「第百三十五条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第百三十五条第三項の項中「第百三十五条第三項」を「第三項」に改め、同条第三項中「適用される」を「適用する」に改める。

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第百九条」を「第百二十三条」に、

「第七節 自動車取得税(第百十条―第百二十三条)

第七節の二 軽油引取税(第百二十四条―第百三十一条の二十四) を

第八節 自動車税(第百三十二条―第百四十四条) 」

「第七節 軽油引取税(第百二十四条―第百三十一条の二十四)

第八節 自動車税

第一款 通則(第百三十二条―第百三十四条) に改める。

第二款 環境性能割(第百三十五条―第百四十四条の二)

第三款 種別割(第百四十四条の三―第百四十四条の十三)

第三条第一号中 「自動車取得税
軽油引取税」 を「軽油引取税」に改める。

第四条第二項中「第百四十四条第二項」を「第百四十四条の十三第二項」に改める。

第五条第一項中「第百四十四条」を「第百四十四条の十三」に改める。

第十条第二項第一号中「法第百四十五条第二項」を「第百三十二条第三項の規定による使用者及び第百三十四条第一項」に改め、「及び同条第三項の規定による使用者」及び「。第二章第八節において同じ」を削り、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「第百十一条」を「第百三十四条」に改める。

第二十八条第四項中「第百十六条」を「第百二十九条第一項」に改め、同条第六項中「第百二十九条第四項」を「第百四十四条の九第四項」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三十三条第一項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第三十五条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「法第百四十五条第二項」を「第百三十四条第一項」に、「第百十六条、第百四十条」を「第百二十九条第一項、第百四十四条の十」に改める。

第五十条中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第五十八条第一項第一号ハの表中「百分の〇・三」を「百分の一・九」に、「百分の〇・五」を「百分の二・七」に、「百分の〇・七」を「百分の三・六」に改め、同項第二号の表中「百分の三・四」を「百分の五」に、「百分の四・六」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の三・四」を「百分の五」に、「百分の五・一」を「百分の七・三」に、「百分の六・七」を「百分の九・六」に改め、同条第二項中「百分の〇・九」を「百分の一・三」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の〇・七」を「百分の三・六」に改め、同項第三号中「百分の四・六」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の六・七」を「百分の九・六」に改める。

第二章第七節の節名を削る。

第九十八条から第百二十三条までを次のように改める。

第九十八条から第百二十三条まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第二章第八節中第百三十二条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第百三十二条を次のように改める。

(自動車税に関する用語の意義)

第百三十二条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- 二 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- 三 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつている物として令第四十四条に規定するものを含む。)のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。
- 四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。
- 五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

第百四十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項及び第二項中「自動車税」を「種別割」に、「規則の」を「規則で」に、「によつて」を「により」に改め、第二章第八節中同条を第百四十四条の十三とする。

第百四十二条及び第百四十三条を削る。

第百四十一条の見出し並びに同条第一項から第三項まで及び第五項から第八項までの規定中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第百四十四条の十二とする。

第百四十条の二の見出しを「(自動車の売主の第二次納税義務の免除)」に改め、同条第一項及び第二項中「法第百四十五条第二項」を「第百三十四条第一項」に改め、同条を第百四十四条の十一とする。

第百四十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に、「するとき」を「した場合」に、「際」を「時」に、「第百五十二条第一項」を「第一百七十七条の十三第一項」に、「その申告した」を「当該申告書に記載した」に改め、同条第二項中「法第百四十五条第二項」を「第百三十四条第一項」に、「においては」を「には」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第百四十四条の十とする。

第百三十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第五十条第一項」を「第七十

七条の十第一項に、「自動車税」を「種別割」に改め、「同項の」を削り、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に、次条の規定によつて提出する申告書に証紙を貼り付け」を「ときに、次条第一項の規定により提出すべき申告書に証紙を貼り」に、「証紙の」を「、証紙の」に、「により表示を受けて、」を「で表示させることにより」に改め、同条第四項中「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条を第四百四十四条の九とする。

第三百三十八条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「賦課期日」を「前条に規定する種別割の賦課期日（次条第二項及び第四百四十四条の十二第一項第五号において「賦課期日」という。）」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百四十四条の八とする。

第三百三十七条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百四十四条の七とする。

第三百三十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第四百四十七条第三項」を「第七百七十七条の七第三項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号中「本条中」を「この項において」に改め、同条を第四百四十四条の六とする。

第三百三十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「自動車税について同様とする」を「同じ」に改め、同号イ(2)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条第三項中「用いるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、同条第五項中「附則第十二条の三第一項」を「第四百四十九条第一項第一号」に改め、同条を第四百四十四条の五とする。

第三百三十四条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百四十四条の四とする。

第三百三十三条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項及び第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第四百四十四条の三とする。

第三百三十二条の次に次の二条、一款及び款名を加える。

（自動車税の納税義務者等）

第三百三十三条 自動車税は、主たる定置場が県内に所在する自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売の

ために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

- 3 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

（自動車税のみなす課税）

第三百二十四条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第二款 環境性能割

（環境性能割の課税標準）

第三百二十五条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として省令で定めるところにより算定した金額（第三百三十七条及び第四百四十四条第二項において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第三百三十六条 次の各号に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- 一 法第五百五十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の適用を受ける自動車 百分の一
- 二 法第五百五十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の適用を受ける自動車 百分の二
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 百分の三

（環境性能割の免税点）

第三百三十七条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第百三十八条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第百三十九条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
 - 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号及び第百四十四条の十一第一項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
 - 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
 - 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日
- 2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、省令で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第百四十条 前条第一項の規定により同項に規定する申告書（以下この款において「申告書」という。）を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第六十八條第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第一項の規定により申告納付することができる。

- 2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六十八條第四項の規定による更正若しくは決定の通知を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第百四十一条 環境性能割の納税義務者は、第百三十九条第一項又は前条の規定により環境性能割額を納付する場合（第二十八条第一項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、申告書又は前条第二項に規定する修正申告書に証紙を貼り、又は当該証紙に代えて、当該環境性能割額

(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させてしなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者は、知事がやむを得ない事由があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、同項の証紙に代えて、同項の環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付することができる。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第四百二十二条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

- 3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

- 4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

- 5 知事は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなったときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

- 6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

- 7 前各項に定めるもののほか、第二項の申告及び第五項の申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第四百二十三条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で省令で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

- 2 知事が環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額

に相当する額を還付する。

- 3 前条第六項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。
- 4 前三項に定めるもののほか、第二項の申請に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境性能割の減免)

第百四十四条 知事は、自動車の取得者の申請に基づいて、次の各号のいずれかに該当する自動車に対する環境性能割を減免することができる。

- 一 日本赤十字社が取得した救急自動車及び血液事業の用に供する自動車
- 二 身体障害者等(身体又は精神に障害があるため、日常生活を営むに当たり、歩行することが困難である者として規則で定める者をいう。以下同じ。)のために使用する自動車で次に掲げるもの
 - イ 身体障害者等が取得した自動車で、専ら当該身体障害者等が運転するもの
 - ロ 身体障害者等が取得した自動車で、専ら当該身体障害者等の日常生活支援利用(通学、通院、通所、生業その他の日常生活に必要不可欠な利用として規則で定めるものをいう。以下同じ。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの
 - ハ 身体障害者等(身体障害者で年齢十八歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者に限る。)と生計を一にする者が取得した自動車で、専ら当該身体障害者等の日常生活支援利用のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの
 - ニ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得した自動車で、専ら当該身体障害者等の日常生活支援利用のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの
 - 三 医療法第三十一条に規定する厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車
 - 四 身体障害者等の利用に供するため又は専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車で知事が必要と認めるもの(第二号に掲げる自動車を除く。)
- 2 前項第四号に掲げる自動車(専ら身体障害者等の利用に供するための自動車を除く。)に対する環境性能割の減免額は、当該自動車の通常の取得価額のうち当該特別の仕様又は構造変更に必要な金額に当該自動車に係る環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額とする。
- 3 第一項に規定する減免の申請をする者は、第百二十九条第一項に規定する申告書の提出期限までに、規則で定める様式による申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(環境性能割に係る更正又は決定の通知等)

第百四十四条の二 法第百六十八条第四項の規定による環境性能割に係る更正又は決定の通知、法第七十一条第六項の規定による環境性能割に係る過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第七十二条第五項の規定による環境性能割に係る重加算金額の決定の通知

をしようとする場合においては、更正又は決定通知書を交付するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、その指定納期限までに納付書によつて徴収金を納付しなければならない。

第三款 種別割

附則第十条第一項中「百分の四」を「百分の一・八」に改め、同条第二項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附則第十条の二中「百分の四・六」を「百分の六・六」に、「百分の五・五」を「百分の七・九」に改める。

附則第十二条及び第十二条の二を次のように改める。

第十二条及び第十二条の二 削除

附則第十二条の二の二及び第十二条の二の三を削る。

附則第十二条の七の次に次の一条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十二条の八 営業用の自動車に対する第百三十六条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

附則第十三条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「附則第十二条の三第一項に規定する天然ガス自動車をいう。次条第一項第二号において同じ」を「第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう」に、「ハイブリッド車(同項)を「ハイブリッド車(法第百四十九条第一項第三号)に、「バス(一般乗合用のものに限る。)」を「一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百三十五条第一項」を「第百四十四条の五第一項」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「第百三十四条第三項」に、「この条及び次条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項中「第百三十六条」を「第百四十四条の六」に改める。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年石川県条例第十号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県税条例第三十二条第一項の改正規定及び同条例附則第十二条の二の三の改正規定並びに第三条並びに附則第七項の規定 公布の日

二 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三項、第五項、第六項及び第九項の規定 平成二十九年四月一日

(県民税に関する経過措置)

2 第二条の規定による改正後の石川県税条例（以下「新条例」という。）第五十条並びに附則第十条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正後の石川県税条例（以下「二十九年新条例」という。）附則第十条の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新条例第五十八条及び附則第十条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 二十九年新条例第六十七条第二項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる二十九年新条例第六十七条第二項の規定による申請について適用し、同日前に行われた第一条の規定による改正前の石川県税条例第六十七条第二項及び第三項の規定による申請については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 二十九年新条例第百十九条第二項及び第二百二十二条第一項第二号の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

7 二十九年新条例附則第十二条の二の三の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に行われる自動車の取得について適用し、同日前に行われた自動車の取得については、なお従

前の例による。

8 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

9 二十九年新条例第四百四十一条第一項及び第六項並びに附則第十三条及び第十四条の規定は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

10 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

11 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

12 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「自動車取得税及び」を削る。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二条中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、白山の活火山地区に登山しようとする者に対して登山の届出を義務付け、登山者による事前準備の徹底を促すこと等により、火山災害による遭難の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「白山の活火山地区」とは、白山の火口域から四キロメートル以内の地域をいう。

2 この条例において「火口域」とは、現に噴火が発生し、若しくは噴火が想定されている火口又は火口が出現し得る領域として知事が定める区域をいう。

3 この条例において「登山者」とは、白山の活火山地区に登山する者で次に掲げる者以外のものをいう。

一 白山の活火山地区において、遭難した者の捜索救助活動に従事する者

二 白山の活火山地区の区域内に所在する山小屋、登山者が登山している間に休憩又は休息を行う施設等の運営に従事する者

三 前二号に掲げる者のほか、白山の活火山地区において、公益性が高いと認められる業務で規則で定めるものに従事する者

4 この条例において「登山活動団体」とは、山岳への登山を目的に結成された団体その他の山岳遭難の防止に関する活動を行う者で知事が別に定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、この条例の目的を達成するため、火山災害による遭難の防止に関する意識の啓発、登山に関し注意すべき情報の提供及び第六条第一項の規定による届出を提出しやすい環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、第六条第一項の規定による届出によつて登山計画の内容を明らかにすることが、登山者による事前準備の徹底並びに登山者の安否確認及び捜索救助活動の迅速化に資するものであることについて、登山者に周知するよう努めなければならない。

(市町の責務)

第四条 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第三条第一項に規定する火山災害警戒地域をその区域に含む市町は、登山者の円滑かつ迅速な遭難の確保を図るため、登山者に関する情報を把握するよう努めなければならない。

(登山者の責務)

第五条 登山者は、登山が自己の責任で実施するものであることを認識し、白山の特性及び火山活

動の状況を十分に把握した上で綿密な登山計画を作成するとともに、当該計画に基づいた装備品等を携帯して登山しなければならない。

2 登山者は、県、気象庁その他関係機関から提供される登山に関する情報について、その内容を十分に理解した上で登山しなければならない。

3 登山者は、気象状況、火山現象の状況その他の環境の変化の把握に努めるとともに、当該環境の変化に応じて安全に行動するよう努めなければならない。

(登山の届出)

第六条 登山者は、白山の活火山地区に登山しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項(以下この項において「届出事項」という。)を知事に届け出なければならない。

この場合において、当該登山者が届出事項を規則で定める方法により登山活動団体又は岐阜県若しくは福井県にある行政機関に届け出たときは、知事に届け出たものとみなす。

一 登山者の住所、氏名、性別及び年齢

二 登山の期間及び行程

三 装備品、飲料水及び食糧の内容

四 緊急時における連絡先

五 携帯電話端末、無線設備その他の通信手段の保有状況

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、複数の登山者により構成される集団が同一の行程で登山するときは、当該集団を構成する登山者のうち一人の者がこれを代表して届け出ることができる。

(事務の委託)

第七条 知事は、前条の規定による届出の受理、当該届出に係る事実を確認するための措置その他の当該届出に係る事務の一部を知事が指定する者に委託することができる。

(過料)

第八条 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして白山の活火山地区(白山の火口域から二キロメートル以内の区域に限る。)に登山した者は、五万円以下の過料に処する。

(規則への委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、この条例の施行の日以後の白山の活火山地区における登山者の動向及び第六条の規定による届出の状況を勘案した上で、同日の翌日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際現に白山の活火山地区に登山している者については、この条例は、適用しない。

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

石川県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第九条の四第二項中「。次項において同じ」を削り、同条第三項を削る。

第十条第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同条第二項中「及び法第五十四条第二項から第四項まで」を「並びに法第五十四条第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「当該指定障害児通所支援事業者等」を「指定通所支援」に改め、同条第三項中「及び第五十条」を「、第五十条及び第七十三条第一項第一号」に改め、同条第四項中「当該指定障害児通所支援事業者等」を「指定通所支援」に改める。

第四十九条第二項中「当該指定児童発達支援事業者」を「指定児童発達支援事業所」に改める。

第七十三条第一項第一号を次のように改める。

- 一 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年

の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（第七十九条第一項第一号において「障害福祉サービス経験者」という。）

第七十七条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十七条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十八条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十八条中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に改める。

第七十九条第一項第一号を次のように改める。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第八十一条中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に、「及び第七十七条（第一項を除く。）」を「、第七十七条（第一項を除く。）及び第七十七条の二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の同条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の同条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十九条に次の一項を加える。

- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

- 6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に

掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第百八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第百八十五条中「第八十八条から」の下に「第九十条まで、第九十二条から」を加え、「第百八十五条において準用する第九十一条」を「第百八十四条の二」に改め、「第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十四条」と」を削る。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- 六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第七十九条第三項に規

定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第七十八条に次の一項を加える。

- 3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十四条中「、第三十六条」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

石川県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条の規定により、同法附則第七条の都道府県国民健康保険運営方針その他の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、石川県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
 - 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
 - 三 公益を代表する委員 三人
 - 四 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する被用者保険等被保険者を代表する委員 二人
- 2 委員は、知事が任命する。
 - 3 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

石川県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

石川県がん対策推進条例の一部を改正する条例

石川県がん対策推進条例(平成二十八年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療被保険者」を「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七条第二項に規定する被保険者及び

同法第四十八条に規定する「後期高齢者医療広域連合」に改める。

第二十三条第一項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号ハ中「第二十二條に規定する母子健康センター」を「第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター」に改める。

(いしかわ子ども総合条例の一部改正)

第二条 いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「を含む」を「及び同条第四項の規定により同法第二十七条第一項第三号に規定する施設に入所させる措置を採られた同法第三十一条第四項に規定する延長者を含む」に、「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

第八十三条第一項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次、第十五条及び第十九条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十六条第二項及び第五十八条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

「第十二章 情緒障害児短期治療施設」を「第十二章 児童心理治療施設」に改める。

第九十一条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第九十二条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第四項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第九十三条（見出しを含む。）及び第九十四条から第九十八条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第一百条第二項及び第一百一十条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条中いしかわ子ども総合条例第八十三条第一項の改正規定並びに第三条中児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十六条第二項及び第五十八条第二項の改正規定、第九十二条第四項の改正規定（「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める部分に限る。）並びに第一百条第二項及び第一百一十条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
第七十一条第二項中「三人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例

石川県保育環境整備基金条例（平成二十一年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いしかわ人材確保・定住推進基金条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

いしかわ人材確保・定住推進基金条例

(設置)

第一条 人口の社会減対策(本県から他の地域への転出者数を減少させ、及び他の地域から本県への転入者数を増加させるための対策をいう。)として魅力ある雇用の場の創出、県内産業の人材の確保、移住及び定住等を推進する事業に要する経費の財源に充てるため、いしかわ人材確保・定住推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一上屋（くん蒸上屋及び穀物サイロを除く。）の部中「及び穀物サイロ」を削り、同表穀物サイロの部を削り、同表荷役機械の部穀物サイロに附属する荷役機械の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十九号

石川県都市公園条例の一部を改正する条例

石川県都市公園条例（昭和二十九年石川県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一項の表中

健民海浜公園	軽飲食店	一月につき	一平方メートル	七三三円	を
奥卯辰山健民公園	売店				
健民海浜公園及び奥卯辰山健民公園を除く都市公園	売店	一月につき	一平方メートル	七三三円	に
		一年につき	一平方メートル	七、二八六円	

兼六園を除く都市公園	軽飲食店	一月につき	一平方メートル	七三三円	に
	売店	一年につき	一平方メートル	七、二八六円	

改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 二 十 号

石川 県 警 察 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

石川 県 警 察 職 員 定 数 条 例 (昭 和 二 十 九 年 石 川 県 条 例 第 三 十 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。
第 二 条 第 一 項 中 「 五 百 四 十 八 人 」 を 「 五 百 五 十 人 」 に 、 「 五 百 六 十 七 人 」 を 「 五 百 六 十 九 人 」 に
「 五 百 八 十 四 人 」 を 「 五 百 八 十 八 人 」 に 、 「 二 千 三 百 四 十 八 人 」 を 「 二 千 三 百 五 十 六 人 」 に 改 め る。

附 則

こ の 条 例 は 、 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

石川 県 警 察 の 警 察 署 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 三 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 二 十 一 号

石川 県 警 察 の 警 察 署 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

石川 県 警 察 の 警 察 署 設 置 条 例 (昭 和 二 十 九 年 石 川 県 条 例 第 四 十 二 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す
る。

別 表 付 表 三 中 「 大 友 二 丁 目 」 の 下 に 「 大 友 三 丁 目 」 を 加 え る。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。

学 校 以 外 の 教 育 機 関 等 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 九 年 三 月 二 十 三 日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 条 例 第 二 十 二 号

学 校 以 外 の 教 育 機 関 等 設 置 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

学 校 以 外 の 教 育 機 関 等 設 置 に 関 す る 条 例 (昭 和 三 十 二 年 石 川 県 条 例 第 十 四 号) の 一 部 を 次 の よう
に 改 正 す る。

第 二 条 第 一 項 の 表 石 川 県 教 育 セ ン タ ー の 項 を 次 の よう に 改 め る。

石川 県 教 員 総 合 研 修 セ ン タ ー	金 沢 市	教 育 関 係 職 員 の 研 修 及 び 教 員 養 成 に 関 す る こ と。
--------------------------	-------	---

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二十三号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千八百三十四人」を「二千八百二十人」に改め、同条第二項第一号中「六千二百十四人」を「六千八百七十七人」に改め、同項第二号中「二百九十一人」を「二百八十五人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

